一の二　訓練の実施方法 次の各表の教科の科目又は訓練科ごとに通信の方法によつても行うことができることとする。この場合には、適切と認められる方法により、必要に応じて添削指導若しくは面接指導又はその両方を行うこと。	一の二　訓練の実施方法 1　訓練の実施方法は、次の各表の教科の科目又は訓練科ごとに通信の方法によつても行うことができることとする。 2　通信の方法によつて行う場合は、適切と認められる方法により添削指導及び面接指導を行うこととする。
二～四　（略）	二～四　（略）
（表略）	（表略）

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（労働基準法施行規則の一部改正）

第二条　労働基準法施行規則（昭和二十二年厚生省令第二十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第三十四条の二の五　法第七十一条の規定による許可を受けた使用者が行う職業訓練を受ける労働者（以下「訓練生」という。）に係る労働契約の期間は、当該訓練生が受ける職業訓練の訓練課程に応じ職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第十条第一項第四号、第十二条第一項第四号又は第十四条第一項第四号の訓練期間（同規則第二十一条又は職業訓練法施行規則の一部を改正する省令（昭和五十三年労働省令第三十七号。以下「昭和五十三年改正訓練規則」という。）附則第二条第二項の規定により訓練期間を短縮する場合においてはその短縮した期間を控除した期間とする。）の範囲内で定めることができる。この場合、当該事業場において定められた訓練期間を超えてはならない。	**第三十四条の二の五**　法第七十一条の規定による許可を受けた使用者が行う職業訓練を受ける労働者（以下「訓練生」という。）に係る労働契約の期間は、当該訓練生が受ける職業訓練の訓練課程に応じ職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第十条第一項第四号、第十二条第一項第三号又は第十四条第一項第三号の訓練期間（同規則第二十一条又は職業訓練法施行規則の一部を改正する省令（昭和五十三年労働省令第三十七号。以下「昭和五十三年改正訓練規則」という。）附則第二条第二項の規定により訓練期間を短縮する場合においてはその短縮した期間を控除した期間とする。）の範囲内で定めることができる。この場合、当該事業場において定められた訓練期間を超えてはならない。

（職業能力開発促進法施行規則及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第三条　職業能力開発促進法施行規則及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和二年厚生労働省令第六十一号）の一部を次のように改正する。

第一条の表改正前欄の職業能力開発促進法施行規則第三十六条の九第四号中「方法により」の下に「、必要に応じて」を加え、「及び」を「若しくは」に改め、「面接指導」の下に「又はその両方」を加える。

第一条の表改正前欄の職業能力開発促進法施行規則別表第八第二号を次のように改める。

二	訓練の実施方法 次の各表の教科の科目又は訓練科ごとに通信の方法によつても行うことができることとする。この場合には、適切と認められる方法により、必要に応じて添削指導若しくは面接指導又はその両方を行うこと。

第一条の表改正前欄の職業能力開発促進法施行規則別表第八の二第二号を次のように改める。

二	訓練の実施方法 通信の方法によつても行うことができることとする。この場合には、適切と認められる方法により、必要に応じて添削指導若しくは面接指導又はその両方を行うこと。

第一条の表改正前欄の職業能力開発促進法施行規則別表第九中「（第三十六条の五関係）」を「（第三十六条の七関係）」に改める。

第一条の表改正後欄の職業能力開発促進法施行規則別表第八第二号を次のように改める。

二	訓練の実施方法 次の各表の教科の科目又は訓練科ごとに通信の方法によつても行うことができることとする。この場合には、適切と認められる方法により、必要に応じて添削指導若しくは面接指導又はその両方を行うこと。

第一条の表改正後欄の職業能力開発促進法施行規則別表第八の二第二号を次のように改める。

二	訓練の実施方法 通信の方法によつても行うことができることとする。この場合には、適切と認められる方法により、必要に応じて添削指導若しくは面接指導又はその両方を行うこと。

附則第三条第一項中「新規則第十二条第七号イ」を「新規則第十二条第八号イ」に改め、同条第二項中「新規則第十四条第七号イ」を「新規則第十四条第八号イ」に、「第三十六条の二の二第七号イ」を「第三十六条の二の二第八号イ」に、「第三十六条の二の三第七号イ」を「第三十六条の二の三第八号イ」に改める。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部　一四三円（本体一三〇円）　（配送料別）